

令和 4 年 9 月定例記者会見 市長原稿(議案関係)

皆さま方には、平素より市政運営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、はじめに 8 月 18 日開会の裾野市議会 9 月定例会に提出いたします議案につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたします議案は、認定 10 件、報告 1 件、諮問 3 件、条例 3 件、補正予算 7 件、その他 7 件の合計 31 件であります。

はじめに、認定第 1 号 令和 3 年度裾野市一般会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額は 229 億 2,605 万 5,000 円で、前年度に比べ 18.9%、53 億 3,382 万 4,000 円の減となり、歳出決算額は 220 億 7,610 万 9,000 円で、前年度に比べ 19.8%、54 億 4,955 万 3,000 円の減となりました。

歳入歳出差引額は 8 億 4,994 万 6,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源 7,268 万 8,000 円を控除した実質収支額は、7 億 7,725 万 8,000 円となり、このうち 3 億 9,000 万円を、地方自治法の規定により財政調整基金に積み立てることにいたしました。

歳入決算額、歳出決算額ともに減額となった要因につきましては、お手元の資料 No.2「令和 3 年度決算の概要」に記載してありますので、私からの説明は割愛させていただきます。

同様に、認定第 2 号から認定第 10 号までの特別会計、公営企業会計の決算につきましても、資料 No.2「令和 3 年度決算の概要」をご覧くださいければと思います。

次に、第 66 号議案 令和 4 年度裾野市一般会計補正予算(第 6 回)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算総額に 1 億 3,800 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 204 億 1,400 万円とするものであります。

主な歳入としまして、地方交付税では、普通交付税の確定により 2 億 9,362 万 9,000 円の増額、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 7,606 万 8,000 円の増額、県支出金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 357 万 5,000 円の増額、財産収入では、裾野市振興公社の清算に伴う残余財産返還金の受け入れで 1,124 万 8,000 円の増額、繰越金では、実質収支の確定により 1 億 8,725 万 8,000 円の増額、市債では、普通交付税の算定額確定に伴う臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによる 5 億 2,830 万円の減額などであります。

次に、歳出については主な事業をご説明します。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した 3 つの事業です。

- ① テレワーク等を見据えた業務の効率化、「日本一市民目線の市役所」の実現に向けて情報の収集、発信を強化するため情報端末・無線通信機器等購入事業に 7,400 万円
- ② 国の生活支援給付対象者を除く 18 歳までの児童に対し、一人当たり 15,000 円を給付する、子育て世帯物価高騰対策等生活支援事業に 1 億 1,044 万円
- ③ 対面することなく、アプリケーションを利用して乳幼児健康相談等ができる産婦人科・小児科オンライン医療相談事業として 122 万 1,000 円を増額いたします。

この他に、総務費では、インターネットセキュリティ基盤機器等購入事業として 4,800 万円、新型コロナウイルス感染症患者日常生活用品等支援事業として 357 万 5,000 円を増額します。

また、商工費では、例年実施しています「富士山すその阿波踊り大会」「市民のふれあいフェスタすその」の 2 つのイベントに対する補助金を 165 万円増額いたします。この 2 つの補助金については、行財政構造改革第 2 期計画により当初予算に計上しておりませんでした。主催団体からの要望を受けて補正予算として計上するものであります。

「阿波おどり」は例年 9 月上旬に開催されていましたが、今年度は規模を縮小し、市内各連の有志が参加する代替イベントとして、10 月 9 日(日)の日中に市役所駐車場を会場として開催される予定です。「フェスタすその」につきましては、10 月 15 日(土)・16 日(日)の 2 日間、市民文化センターで開催されることが正式に決まりました。

以上が一般会計補正予算の主な事業となります。

補正予算以外の議案といたしまして、第 63 号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することにつきましては、マイナンバーカードの普及促進と、コンビニエンスストア等における住民票等の証明書交付の利用促進を図るため、コンビニエンスストア等においてマイナンバーカードを利用して証明書の交付を受ける場合に限り、通常 1 件につき 300 円の手数料を 200 円に減額するものであります。

その他の条例改正などに関する議案につきましては、お配りした資料をご覧くださいと思います。